

<制度の現状、背景>

- 保育人材の確保は恒常的な課題であり、また、今後の保育士の職員配置基準の改善やこども誰でも通園制度の創設も見据え、保育人材確保策の強化を図る必要がある。
- 保育人材確保については、
 - ・ 養成校に通う学生への修学資金の貸付など資格の取得促進、
 - ・ 保育所等のICT化の推進や保育士の保育業務の補助を行う保育補助者の配置などの業務負担軽減
 - ・ 潜在保育士（保育士資格を有する者であって、社会福祉施設等で従事していない者）の再就職の促進
 に総合的に取り組んでいる。
- このうち、潜在保育士の再就職の促進について、再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供等を行う「保育士・保育所支援センター」について、当該センターの設置及び運営に要する費用の一部を補助することにより、こどもを安心して育てることができるよう体制整備を行っている。

（参考）保育士・保育所支援センターの実施主体は都道府県、指定都市及び中核市としており、令和5年6月時点で46都道府県、72か所で実施。

<改正のイメージ（案）>

左記を踏まえ、以下のような改正を行うこととするか。

- **保育士・保育所支援センターが行う保育士の確保等に関する事務を都道府県の事務として児童福祉法上に位置づけるとともに、都道府県から委託を受けて保育士・保育所支援センターの事務を行う事業者について**保育士の確保のための事務を行うに当たって都道府県等に対する情報提供の求めを可能**とする。**

これにより、都道府県が持つ保育士登録情報を把握することで、潜在保育士の再就職を働きかける取組を強化。
（参考）その他、マイナンバー等による住所情報の連携・更新ができるよう法令改正を行う。
- 具体的には、下記の事務を位置づけることとする。
 - ・ 保育所等における保育士の確保の動向、就業を希望する保育士の状況に関する調査
 - ・ 保育所等に対し、保育士の確保に関する情報の提供、相談等
 - ・ 保育の知識・技能に関し保育士に対する研修
 - ・ 保育士に対し、保育の知識・技能に関する情報の提供、相談等
 - ・ 保育士に対し、就業促進に関する情報の提供、相談等
 - ・ 保育士について無料の職業紹介事業
- また、保育士・保育所支援センターは、保育士の確保のための事務を行うに当たって、都道府県等との連携が不可欠であるため、
 - ・ 保育士養成施設、公共職業安定所等との連携
 - ・ その一環として、都道府県等の官公署に対し、情報の提供を求めることができることとする。
 - ・ その上で、事務を行うに当たって知り得た情報に関する秘密保持規定を設けることとする。

（参考）制度改正事項ではないものの、上記の改正の他、保育士・保育所支援センターの更なる機能強化や運営等の評価についても検討が必要。

参考資料

第2章 新しい資本主義の加速

3. 少子化対策・こども政策の抜本強化

（こども大綱の取りまとめ）

常にこどもや若者の視点でこどもや若者の最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」を実現するため、こども基本法に基づき、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めるこども大綱を年内を目途に策定し、こども家庭庁が「こどもまんなか社会」を目指すための新たな司令塔機能を発揮する中で、政府全体でこども施策を強力に推進する。

こどもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもや若者の権利を保障し、国や地方公共団体の政策決定プロセスへのこどもや若者の参画、意見の反映促進、健やかな成長を社会全体で後押ししていく。このため、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）」を策定し、全てのこどもの育ちに係る質を保障する取組を強力に推進するほか、職員配置基準の改善も見据え、**保育人材の確保の強化**と現場の負担軽減を図るとともに、「新子育て安心プラン」の着実な実施に取り組む。また、ファミリー・サポート・センター事業を推進する。「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」を策定し、多様なこどもの居場所づくりやこどもと居場所をつなぐ仕組みを構築する。流産、死産を経験された方への相談支援、産後ケアの人材育成、新生児マススクリーニング、新生児聴覚検査、乳幼児健診を始めとする母子保健対策の推進、予防のためのこどもの死亡検証（CDR）など、産前産後の支援を充実するとともに、こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）の導入やこどもが安全・安心に成長できる環境の構築に取り組む。希望する人の結婚支援（伴走型のマッチング支援等）及び妊娠・出産支援を始め地方自治体等が行う取組を強力に推進するため、地域少子化対策重点推進交付金による取組を拡充するとともに、ライフプラン研修等を行う事業者を支援する。（中略）

保育士資格取得方法

保 育 士

※児童福祉法第18条の4

登 録

(各都道府県単位) ※児童福祉法第18条の18第1項
(登録者数 1,842,494人 : R5.4.1現在)

指定保育士養成施設

※児童福祉法第18条の6第1項

(1,924,130人 : R 3 年度末累計)
令和 3 年度資格取得者 35,575人

- ・ 大学 285か所 (283か所)
- ・ 短期大学 223か所 (227か所)
- ・ 専修学校 150か所 (156か所)
- ・ その他施設 10か所 (9か所)

合 計 668か所 (675か所)
【R4.4.1現在(()内は前年)】

保育士試験

※児童福祉法第18条の6第2項

各都道府県、指定試験機関委託

※児童福祉法第18条の9

(557,243人 : R 4 年度末時点合格者数累計)

受験申請者数 81,598人
全科目合格者数 25,978人 (4 年度実績)
うち全部免除者数 2,220人
※地域限定保育士試験を含む

保 育 士 試 験 受 験 資 格

大学等
(短大含)
2年以上在学
(62単位以上取得者等)

児 童 福 祉 施 設
実務経験5年以上
(高校卒業者は実務経験2年以上)

幼稚園教諭免許状有
(試験一部免除)

知事による
受験資格認定

実務経験(※)
5年以上
(高校卒業者は実務経験2年以上)

※対象施設
・ へき地保育所
・ 家庭的保育
・ 認可外保育施設 等

平成16年度…幼稚園教諭免許状所有者について、筆記試験の2科目及び実技試験の免除を実施

平成22年度…幼稚園教諭免許状所有者の科目履修による試験科目免除を実施(34単位の履修が必要)

知事による受験資格認定の対象に放課後児童クラブを追加

平成24年度…知事による受験資格認定の対象に認可外保育施設を追加

平成25年度…幼稚園等において「3年かつ4,320時間」の実務経験がある幼稚園教諭免許状所有者について、従来の2科目の筆記試験免除科目に1科目加えるとともに、指定保育士養成施設における科目履修による試験科目免除の特例を創設(8単位の履修が必要)

平成27年度…対象施設における一定の実務経験によって、合格科目免除期間を最長5年に延長

平成29年度…福祉系国家資格所有者について、筆記試験の3科目の免除を実施するとともに、指定保育士養成施設における科目履修による試験科目免除を実施。

介護福祉士養成施設を卒業した介護福祉士について、指定保育士養成施設における「福祉職の基盤に関する科目」に該当する科目の履修免除を実施。

※社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号の規定により指定された学校若しくは養成施設を卒業した者については、3年以上介護等の業務に従事した場合に履修免除を行う。

指定保育士養成施設種別ごとの保育士となる資格取得者の就職状況

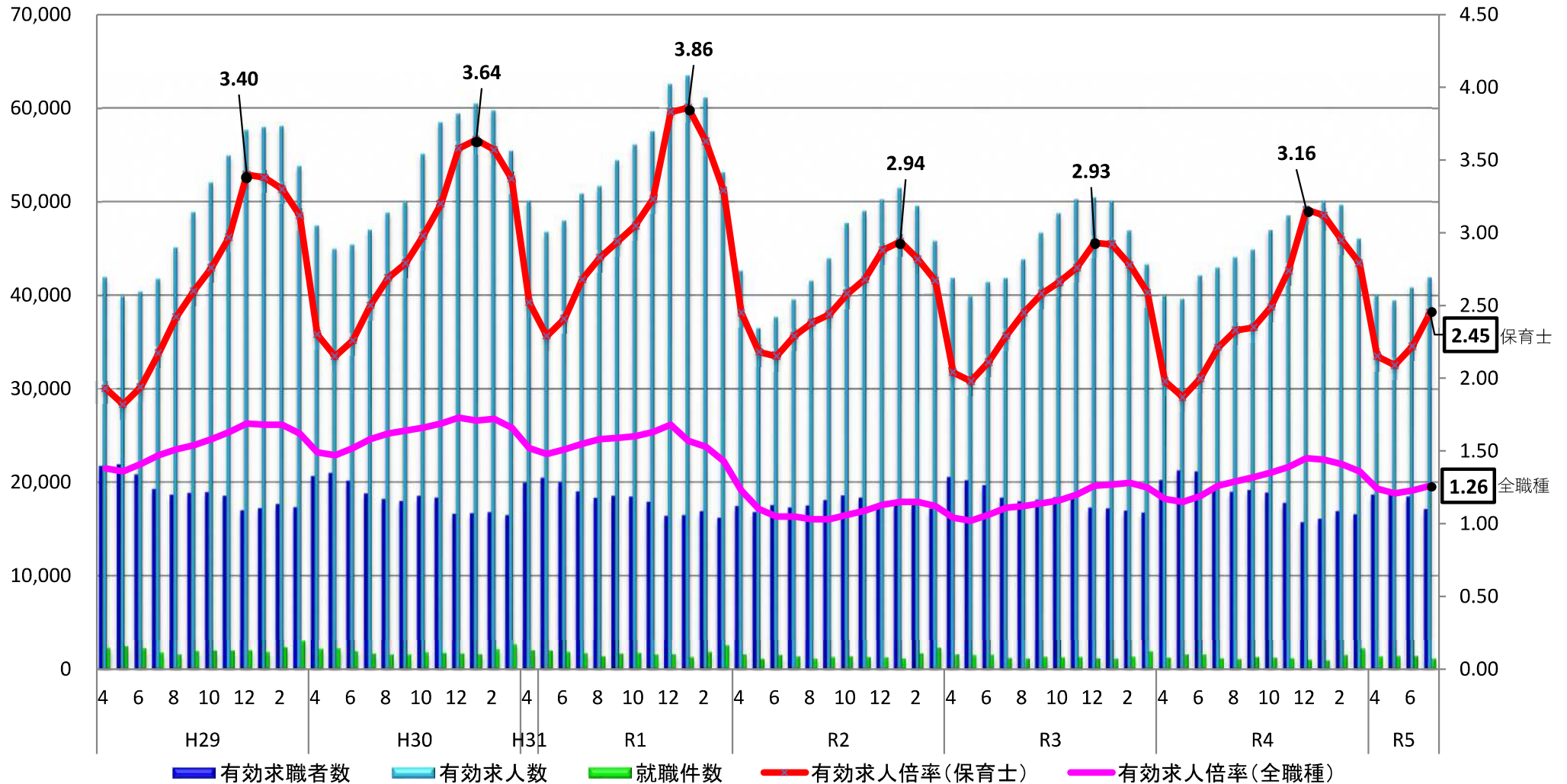
(令和3年度末)

	施設数 か所	総 数 人	保育園及び幼保連携 型認定こども園		地域型保育事業		保育園及び幼保連携 型認定こども園以外の 児童福祉施設		児童福祉事業		障害者支援施設		老人福祉施設		幼稚園		その他	
			人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
大 学	285	12,163	6,722	55.3%	130	1.1%	501	4.1%	442	3.6%	213	1.8%	43	0.4%	1,784	14.7%	2,328	19.1%
短期大学	226	17,600	11,290	64.1%	236	1.3%	723	4.1%	601	3.4%	389	2.2%	40	0.2%	2,599	14.8%	1,722	9.8%
専修学校	156	5,550	3,537	63.7%	97	1.7%	301	5.4%	291	5.2%	170	3.1%	13	0.2%	558	10.1%	583	10.5%
その他の施設	10	262	167	63.7%	9	3.4%	9	3.4%	47	17.9%	1	0.4%	3	1.1%	3	1.1%	23	8.8%
計	677	35,575	21,716	61.0%	472	1.3%	1,534	4.3%	1,381	3.9%	773	2.2%	99	0.3%	4,944	13.9%	4,656	13.1%

- (注) 1. 保育所とは、児童福祉法第39条に規定する保育所をいう。
2. 児童福祉施設とは、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所以外の児童福祉施設並びに同法第17条に規定する児童の一時保護施設をいう。
3. 児童福祉事業とは、児童福祉施設以外の児童福祉事業及び児童関連事業を行う施設(へき地保育所等)における事業をいう。
4. 施設数・・・令和3年4月1日現在

保育士の有効求人倍率の推移（全国）

○ 直近の令和5年7月の保育士の有効求人倍率は2.45倍（対前年同月比で0.24ポイント上昇）となっているが、全職種平均の1.26倍（対前年同月と同数値）と比べると、依然高い水準で推移している。



（出典）一般職業紹介状況（職業安定業務統計）（厚生労働省）

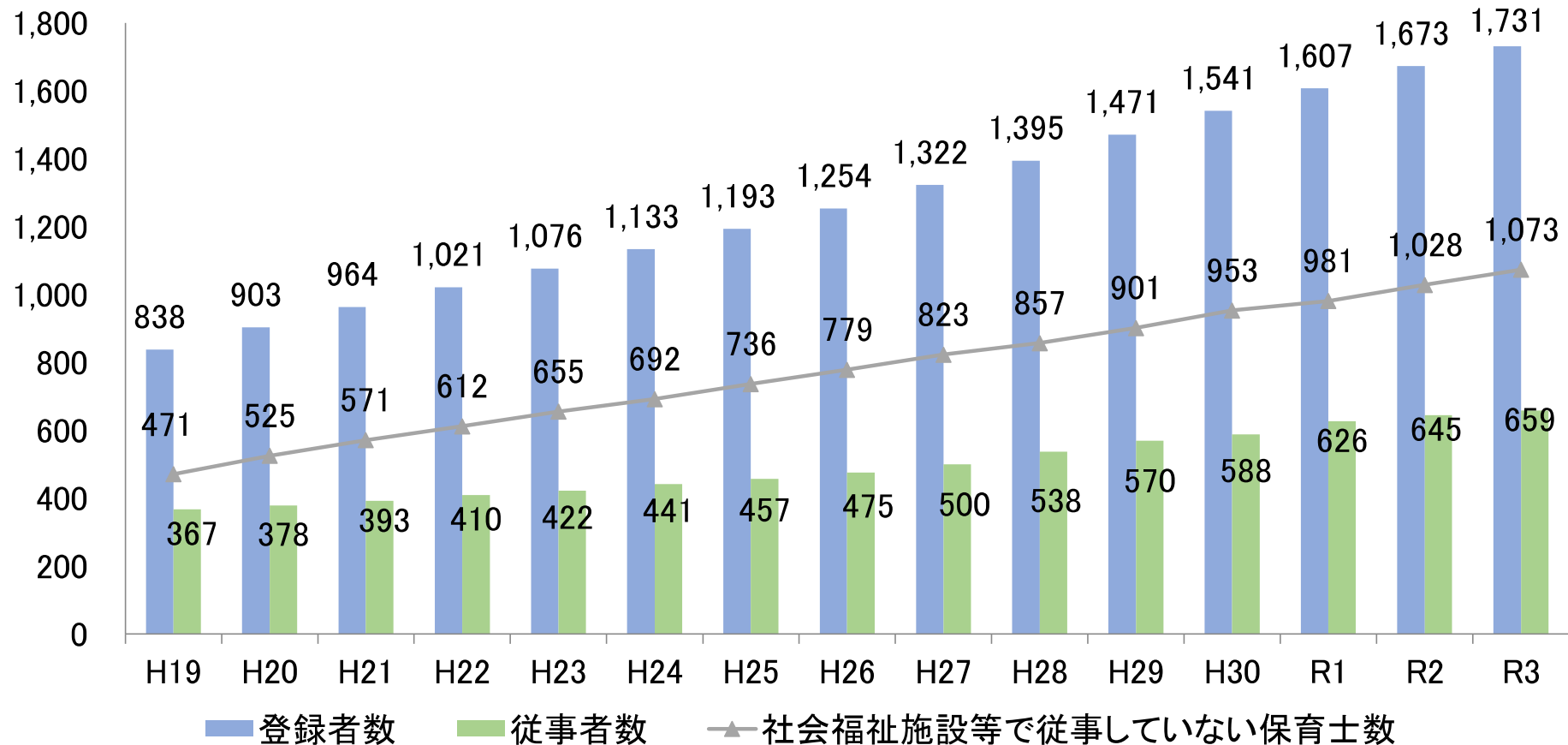
※保育士の有効求人倍率について、各年度の最も高い月の数値を記載している。

※全職種の有効求人倍率は、実数である。

保育士の登録者数と従事者数の推移

○ 保育士登録者数は約173万人、従事者数は約66万人であり、保育士資格を持ち登録されているが、社会福祉施設等で従事していない者は107万人程度となっている。

(単位:千人)



出典: 登録者数: 厚生労働省子ども家庭局保育課調べ(各年10月1日)

従事者数: 厚生労働省「社会福祉施設等調査」(各年10月1日)の社会福祉施設に従事する(常勤換算でない)保育士の数を元に、平成29年までは、厚生労働省(子ども家庭局)で回収率(例: 保育所等の場合、平成28年の回収率: 93.9%、平成29年の回収率: 94.3%)の変動を踏まえ、割り戻して算出したもの。平成30年は、全数調査から標本調査への移行により調査結果が全施設の推計値となり、回収率での割り戻しはしていないため、平成29年以前の結果との比較には留意が必要。

※ 従事者数には、常勤保育士のほか、常勤ではない短時間勤務の保育士も1名として計上しており、保育所のほか、児童養護施設等の社会福祉施設で従事している者も含まれている。

※ H23の従事者数については、東日本大震災の影響で宮城県と福島県の28市町村で調査未実施。

※ 社会福祉施設等で従事していない保育士数には、認可外保育施設や幼稚園に勤務する者、保育士が死亡した場合の保育士資格の喪失に係る届出を行っていない者を含む。

保育人材の確保に向けた総合的な対策

- ◆ 「新子育て安心プラン」に基づく約14万人分の保育の受け皿整備に必要となる保育人材(新たに約2.5万人)の確保を含め、処遇改善のほか、保育の現場・職業の魅力向上を通じた、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職の支援に総合的に取り組む。

新規資格取得支援

- 保育士修学資金貸付の実施（養成校に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け）
 - ・学費5万円(月額)など。卒業後、5年間の実務従事により返還を免除、過疎地域に適用されている返還免除の特例（実務従事5年→3年）について、離島その他の地域にも適用を拡大【R5 予算】
- 保育士の資格取得を支援
 - ・保育所等で働きながら養成校卒業による資格取得を目指す方への授業料、保育士試験の合格による資格取得を目指す方への教材費等の支援
- 保育士試験の年2回実施の推進（27年度：4府県で実施 → 29年度：全ての都道府県で実施）
- 保育士・保育の現場の魅力発信（情報発信のプラットフォームの構築など、様々な対象者に対して魅力発信を実施）【R3 予算～】

就業継続支援

- 保育所等におけるICT化の推進
 - ・①保育に関する計画・記録、②保護者との連絡、③子どもの登降園管理等の業務のICT化に係るシステムの導入費用や翻訳機等を支援
 - ・上記①～③の3つの機能のうち必要な機能のみを選択して導入する場合も補助対象となるよう補助要件を見直し【R4 補正予算】
- 保育補助者の雇い上げの促進（保育士の業務を補助する方の賃金の補助）
 - ・補助要件（勤務時間週30時間以下の要件）の撤廃&保育士確保が困難な地域の補助基準額の引き上げ【R3 予算～】
- 保育体制強化事業の促進（清掃等の業務を行う方の賃金の補助）
 - ・保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置に加え、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など一部の時間帯にスポット的に支援者を配置する場合も補助【R5 予算】
 - ・園外活動時の見守り等を行う保育支援者を配置する場合の補助対象に小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業等を追加【R5 予算】
- 保育士宿舍借り上げ支援（補助額：一人当たりの月額を市区町村単位で設定（月額8.2万円を上限）、支給期間：採用から5年以内※）
 - ※直近2カ年のいずれかで保育士の有効求人倍率が2以上の場合は採用から7年以内【R5 予算】
 - ※前年度に事業の対象だった者で引き続き当年度も事業の対象となる場合は前年度の年数を適用
- 保育士の働き方改革への支援
 - ・労務管理の専門家による巡回支援や魅力ある職場づくりの啓発セミナーの実施【R3 予算～】
 - ・保育士確保や定着、労働条件等の改善に関して、保育士の相談窓口を設置【R3 予算～】

離職者の再就職支援

- 保育士・保育所支援センターの機能強化（潜在保育士の掘り起こしを行い、保育事業者とのマッチング支援（職業紹介）を実施）
 - ・マッチングシステムを導入する費用を支援し、業務の効率化・きめ細かなマッチングを実施（補助額700万円）
 - ・保育補助者等のマッチングや現職保育士に対する支援、管内の保育所等への巡回等によるマッチング機能の向上【R3 予算～】
- 就職準備金貸付事業（再就職する際等に必要となる費用を貸し付け（40万円）、2年間勤務した場合、返還を免除）

保育士・保育所支援センター設置運営事業

＜保育対策総合支援事業費補金＞

令和5年度当初予算 457億円の内数 (453億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

- 保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、保育士資格を有する者であって、保育士として就業していない者（潜在保育士）の就職や保育所等の潜在保育士活用支援等を行うとともに、保育所等に勤務する保育士が保育分野で就業を継続するために必要な相談支援を行い、また保育士の負担軽減を図る観点から保育補助者・保育支援者の確保を行う「保育士・保育所支援センター」の設置及び運営に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができるよう体制整備を行う。

2. 施策の内容

【主な事業内容】

○潜在保育士に対する取組

- ・ 再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供
- ・ 保育所への離職時に保育士・保育所支援センターに登録し、再就職支援（求人情報の提供や研修情報の提供）を実施
- ・ また、新たに保育士登録を行う者に対しても保育士・保育所支援センターへの登録を促し、登録された保育士に対し、就業状況等の現況の確認や就職支援等を行うことにより、潜在保育士の掘り起こしを行う。

【事業実績】

- 全国で72か所設置（内訳：都道府県46か所、政令市・中核市26か所。令和5年6月時点）
- 保育士・保育所支援センターの紹介による就職件数 4,467件（令和4年度）

3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【補助割合】 国 1／2、都道府県・指定都市・中核市 1／2

【補助基準額】 保育士・保育所支援センター運営費：7,300千円 保育士再就職支援コーディネーター雇上費：4,000千円 復職前研修実施経費：473千円

※マッチングの実績が年50件以上ある場合、4,000千円（1名分）を加算

※待機児童対策協議会参加自治体の場合、コーディネーターの更なる追加配置を支援

離職した保育士等に対する再就職支援：6,217千円 保育士登録簿を活用した就職促進：3,470千円 マッチングシステム導入費：7,000千円

全国の保育士・保育所支援センター (令和5年6月現在)

N0	都道府県名	実施団体		N0	都道府県名	実施団体	
1	北海道	北海道	保健福祉子ども政策局子ども政策企画課	37	堺市	堺市	子育て支援部幼保運営課
2	札幌市	札幌市	札幌市保育人材支援センターさぽ笑み	38	高槻市	高槻市	子ども未来部保育幼稚園総務課
3	青森県	社会福祉法人 青森県社会福祉協議会	青森県保育士・保育所支援センター	39	豊中市	豊中市	こども未来部こども事業課
4	岩手県	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会	福祉人材研修部	40	枚方市	枚方市	子ども未来部子育て支援室私立保育幼稚園課
5	宮城県	一般社団法人 宮城県保育協議会	宮城県保育士・保育所支援センター	41	吹田市	吹田市	吹田市保育士・保育所支援センター
6	秋田市	秋田市	子ども未来部子ども育成課	42	兵庫県	公益社団法人 兵庫県保育協会	兵庫県保育士・保育所支援センター
7	山形県	社会福祉法人 山形県社会福祉協議会	山形県福祉人材センター (コーディネーター窓口)	43	神戸市	公益社団法人 神戸市私立保育園連盟	神戸市保育士・保育所支援センター
8	福島県	社会福祉法人 福島県社会福祉協議会	福島県保育士・保育所支援センター (県社協 人材研修課内)	44	姫路市	姫路市	姫路市保育士・保育所支援センター
9	郡山市	郡山市	郡山市保育士・保育所支援センター (こども部保育課内)	45	西宮市	一般社団法人 西宮市私立保育協会	西宮市保育士就職支援センター
10	茨城県	一般社団法人いばらき保育サポートセンター	いばらき保育人材バンク	46	尼崎市	尼崎市	尼崎市保育士・保育所支援センター
11	栃木県 (宇都宮市)	社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会	とちぎ保育士・保育所支援センター (福祉人材・研修センター内)	47	明石市	明石市	明石市保育士総合サポートセンター
12	群馬県	社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会	ぐんま保育士就職支援センター	48	奈良県	社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会	福祉人材センター
13	前橋市	前橋市	福祉部 こども施設課	49	和歌山県	社会福祉法人 和歌山県社会福祉協議会	和歌山県福祉人材センター
14	埼玉県	社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会	福祉人材センター	50	鳥取県	社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会	鳥取県保育士・保育所支援センター
15	千葉県	社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会	ちば保育士・保育所支援センター	51	鳥根県	社会福祉法人 鳥根県社会福祉協議会	鳥根県福祉人材センター
16	東京都	社会福祉法人 東京都社会福祉協議会	東京都保育人材・保育所支援センター	52	岡山県	岡山県	岡山県保育士・保育所支援センター
17	神奈川県 (横浜市・川崎市 横須賀市・相模原市)	社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会	かながわ保育士・保育所支援センター (かながわ福祉人材センター内)	53	岡山市	岡山市	岡山市保育士・保育所支援センター
18	相模原市	パーソルテンプスタッフ 株式会社	相模原市総合就職支援センター	54	倉敷市	倉敷市	倉敷市保育士・保育所支援センター
19	新潟県	新潟県保育連盟	新潟県保育サポートセンター	55	広島県	広島県	広島県保育士人材バンク (安心保育推進課内)
20	富山県	社会福祉法人 富山県社会福祉協議会	施設団体支援課	56	山口県	社会福祉法人 山口県社会福祉協議会	山口県福祉人材センター
21	石川県	社会福祉法人 石川県社会福祉協議会	石川県福祉の仕事マッチングサポートセンター	57	徳島県	社会福祉法人 徳島県社会福祉協議会	徳島県福祉人材センター アイネット
22	福井県	社会福祉法人 福井県社会福祉協議会	福井県保育人材センター	58	香川県	社会福祉法人 香川県社会福祉協議会	福祉人材センター (香川県保育士人材バンク)
23	山梨県	社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会	やまなし保育士・保育所支援センター	59	愛媛県	社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会	愛媛県保育士・保育所支援センター
24	長野県	社会福祉法人 長野県社会福祉協議会	長野県保育士人材バンク	60	高知県	社会福祉法人 高知県社会福祉協議会	高知県福祉人材センター
25	岐阜県	岐阜県	岐阜県保育士・保育所支援センター	61	福岡県	公益社団法人 福岡県保育協会	福岡県保育士・保育所支援センター
26	静岡県 (静岡市)	社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会	社会福祉人材センター	62	北九州市	北九州市	子ども家庭局子ども家庭部保育課
27	愛知県	社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会	愛知県保育士・保育所支援センター	63	福岡市	福岡市	福岡市保育士・保育所支援センター
28	名古屋市	公益社団法人 名古屋民間保育園連盟		64	久留米市	久留米市	保育士・保育所支援センター
29	豊橋市	豊橋市	こども未来部保育課	65	佐賀県	社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会	総務人材部福祉人材課
30	岡崎市	岡崎市	岡崎市保育士・保育所支援センター	66	長崎県	一般社団法人 長崎県保育協会	長崎県保育士・保育所支援センター
31	三重県	社会福祉法人 三重県社会福祉協議会	三重県保育士・保育所支援センター	67	熊本県 (熊本市)	社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会	熊本県福祉人材・研修センター
32	滋賀県 (大津市)	一般社団法人 滋賀県保育協議会	滋賀県保育士・保育所支援センター	68	大分県	社会福祉法人 大分県社会福祉協議会	大分県保育士・保育所支援センター
33	京都府	社会福祉法人 京都府社会福祉協議会	京都府保育人材マッチング支援センター	69	宮崎県	特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター	宮崎県保育士支援センター
34	京都市	公益社団法人 京都市保育園連盟	京都市保育人材サポートセンター	70	鹿児島県	鹿児島県	鹿児島県保育士人材バンクWEBサイト
35	大阪府	社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会	大阪府保育士・保育所支援センター	71	鹿児島市	一般社団法人 鹿児島市保育園協会	鹿児島市保育士・保育所支援センター
36	大阪市	一般社団法人 大阪市私立保育連盟	大阪市保育士・保育所等支援センター	72	沖縄県	NPO法人沖縄県学童・保育支援センター	沖縄県保育士・保育所総合支援センター

※46都道府県(秋田県においては、秋田市で実施)72か所が実施。うち自治体直接実施数は24か所、民間委託は48か所。

※栃木県、神奈川県、静岡県、滋賀県、熊本県は管内の指定都市、中核市と合同で設置しているため、合わせて1件としている。

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律

経済社会の構造改革を更に推進し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成を図り、並びに地域の活性化を図るため、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法において、新たな規制の特例を設ける等の措置を講ずる。

- 施行期日** ① 公布の日から3ヶ月内において政令で定める日 → 平成27年9月1日
② その他 一部改正規定 → 公布の日(平成27年7月15日) 等

改正内容（抜粋） 地域限定保育士の創設

保育士不足解消等に向け、都道府県が保育士試験を年間2回行うことを促すため、2回目の保育士試験の合格者に、3年間は当該区域内のみで保育士として通用する「地域限定保育士」の資格を付与。

〈現状〉 ○ 保育士試験は、毎年1回、都道府県が行っている。



- 〈改正〉 ○ 国家戦略特区の区域を含む都道府県が行う2回目の試験の合格者には、3年間当該特区区域内のみで保育士として通用する「地域限定保育士」の資格を付与する。
○ 当該3年経過後は、「保育士」として地域を限定せずに働くことが可能となる。

認定こども園における地域限定保育士の取扱いについて

- 保育教諭となるための要件である「保育士の登録を受けた者」に「地域限定保育士」を含める。

【国家戦略特区法第12条の4】

- 園長、副園長又は教頭となるための要件の1つである「保育士の登録を受けた者」に「地域限定保育士」を含める。

【認可園基準第5条・認可法施行規則第12条】

- 満3歳未満の子どもの保育に従事する者に「地域限定保育士」を含める。

【施設運営基準告示第3】

保育士試験の実施について

- 保育士資格の新規取得者の確保を図るため、保育士試験の年2回実施を推進しており、平成27年度に地域限定保育士試験を創設するとともに、平成28年度から通常の保育士試験を年2回実施。さらに、平成29年度には、神奈川県において年3回目試験として地域限定保育士試験を実施。

【平成27年度】

- 通常の保育士試験（47都道府県で実施）に加え、神奈川県、大阪府、沖縄県及び千葉県（対象地域：成田市）において平成27年度に創設された地域限定保育士試験を、年2回目の試験として10月に実施。

【平成28年度】

- 地域限定保育士試験に加え、通常の保育士試験のみを年2回実施する取組も広がり、年2回実施を行う都道府県が大幅に拡大。

＜1回目試験＞（筆記試験：4月、実技試験：7月）

- ・通常の保育士試験として全ての都道府県で実施

＜2回目試験＞（筆記試験：10月、実技試験：12月）

- ・45都道府県で2回目の通常の保育士試験を実施
- ・大阪府及び仙台市で地域限定保育士試験を実施
（宮城県のみ未実施。地域限定保育士試験に限り、指定都市が実施可能。）

【平成29年度～】

- 全ての都道府県において年2回の試験を実施。
- 神奈川県が独自試験として、地域限定保育士試験により年3回目の試験を実施。

＜1回目試験＞（筆記試験：4月、実技試験：7月）

- ・通常の保育士試験として全ての都道府県で実施

＜2回目試験＞（筆記試験：10月、実技試験：12月）

- ・47都道府県で2回目の通常の保育士試験を実施
- ・大阪府では地域限定保育士試験を併せて実施 ※令和4年度以降は沖縄県でも実施
（平成29年度は、大阪府は地域限定保育士試験のみ実施）

＜神奈川県独自試験＞（筆記試験：8月、実技講習会：10月～）

- ・神奈川県で地域限定保育士試験を実施

【地域限定保育士試験】

年2回実施に取り組みやすくなるよう、「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」（平成27年法律第56号）により、資格取得後3年間は当該国家戦略特別区域内のみで保育士として働くことができ、4年目以降は全国で働くことができる「地域限定保育士（正式名称：国家戦略特別区域限定保育士）」となるための試験制度を新たに創設。

多様な人材の参入を推進する観点から、人材の質を確保しながら、受験者に多様な選択肢を提供するため、平成28年11月に省令改正を行い、地域限定保育士試験において、都道府県知事が「保育実技講習会」を実施する場合、当該講習会を修了することにより、実技試験を免除する仕組みを導入。